

令和6年度欧州訪問業務委託仕様書

1 業務名称

令和6年度欧州訪問業務委託

2 目的

CERN幹部等に面会の上、ILCに対する国際協働の取組への一層の協力を依頼するとともに、加速器関連研究等の最新の取組を視察し、今後の取組の参考とすること。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)

4 業務内容等

(1) 日程

令和7年1月26日(日)から2月1日(土)

※ 詳細の行程表(予定)は別紙のとおり。

(2) 訪問団の構成

県職員等 総勢10~15名

※ 人数については、契約締結後、別途県が指定する。

(3) 業務内容

ア 国内移動の手配に関すること

月日	内容	乗車人員
1月26日(日)	盛岡駅→東京都内 ※ 盛岡・東京間は新幹線(はやぶさ)利用	大人10~15名 ^{※1}
1月27日(月)	東京都内→羽田空港	大人10~15名
2月1日(土)	成田空港→東京駅→盛岡駅 ※ 東京・盛岡間は新幹線(はやぶさ)利用	大人10~15名 ^{※1}

※1 グリーン車/普通車の区分は別途、県が指定すること。

※2 鉄道料金は個人精算となることから、委託業務費には含めないこと。

イ 航空券の手配に関すること(空港施設利用料、燃油サーチャージ、航空保険料込み)

月日	内容	乗車人員
1月27日(月)	羽田空港→ミュンヘン空港(ドイツ)→ハンブルク空港(ドイツ)	大人10~15名 ^{※1}
1月29日(水)	ハンブルク空港(ドイツ)→ジュネーブ空港(ドイツ)	同上
1月31日(金) ~2月1日(土)	ジュネーブ空港(スイス)→チューリッヒ空港(スイス) →成田空港	同上

※1 ビジネスクラス/エコノミークラスの区分は別途、県が指定すること。

※2 航空料金は個人精算となることから、委託業務費には含めないこと。

※3 特に航空会社の指定はないが、LCC(ローコストキャリア)とされる航空会社の利用は不可とする。

ウ 専用車の手配に関すること（運転手含む。全行程に現地ガイド（1名）を付けること。）

月日	運行地域	乗車人員
1月27日（月）	空港→宿泊ホテル	計20名程度
1月28日（火）	宿泊ホテル→DESY（ドイツ電子シンクロトロン）→ハンブルク市内（視察含む）→宿泊ホテル	同上
1月29日（水）	宿泊ホテル→空港 空港→スイス工科大学ローザンヌ校→宿泊ホテル	同上
1月30日（木）	宿泊ホテル→CERN（欧州原子核研究機構）→スイス市内（視察含む）→宿泊ホテル	同上
1月31日（金）	宿泊ホテル→空港	同上

※1 ドライバー及びガイドのチップ、（必要と見込まれる）駐車料金・高速道路利用料・燃料代込みとすること。

※2 手配する車両はバス1台（乗車人数：15名程度）で、15名程度が補助席なしで十分に余裕をもって乗車できる車両とし、人数分のスーツケースの積込みを想定すること。

エ 食事の手配に関すること

月日	内容	人員
1月27日（月）	夕食（ハンブルク市内のレストラン又は空港内）	15名
1月28日（火）	昼食及び夕食（ハンブルク市内のレストラン）	同上
1月29日（水）	昼食（ハンブルク市内のレストラン又は空港内） 夕食（スイス市内のレストラン） ※航空便の時間により変わる可能性あり	同上
1月30日（木）	昼食及び夕食（スイス市内のレストラン）	同上
1月31日（金）	昼食（スイス市内のレストラン又は空港内） ※航空便の時間により変わる可能性あり	同上

※ 食事代は個人精算となることから、委託業務費には含めないこと。（単価目安あり）

オ 宿泊場所の手配に関すること（4ツ星クラス、一泊朝食付き）

月日	内容	部屋数
1月27日（月） ～28日（火）	ハンブルク市内	シングル15室
1月29日（水） ～30日（木）	スイス市内	同上

※1 地域事情等により4ツ星クラスのホテルの確保が困難な場合は、比較的安全な地域に所在し、客層が信頼でき、セキュリティ対策が整った上位クラスのホテルとする。

※2 宿泊料は個人精算となることから、委託業務費には含めないこと。

カ 添乗員の同行（全行程）

全行程に添乗員1名が同行し、下記事項に対応すること。

- ① 出入国手続きの補助
- ② 行程管理（不測の事態が発生した場合のスケジュール変更に伴う諸手配等）
※ 担当職員と予め協議すること。
- ③ 安全管理
- ④ その他業務遂行にあたり必要と認めるもの

キ 通訳の手配及び支払いに関すること

下記訪問先施設において、通訳（専門語対応）を手配し、支払いを行うこと。

月日	訪問先	言語
1月28日（火）	DESY（ドイツ電子シンクロトン）	ドイツ語
1月30日（木）	CERN（欧州原子核研究機構）	英語

ク 海外旅行保険の加入に関すること

最低補償内容（傷害死亡：5,000万円、傷害後遺障害：5,000万円、治療・救援費用：無制限、応急治療・救援費用：300万円、疾病死亡：1,000万円、賠償責任：1億円、携行品損害：30万円、偶然事故対応費用：5万円）

※ 海外旅行保険料は個人精算となることから、委託業務費には含めないこと。

ケ ポータブルWi-Fiの手配及び支払いに関すること

使用期間	内容	台数
1月27日（月） ～2月1日（金） ※ 5日間	○ ドイツ及びスイス国内で使用可能であること。 ○ 4G（高速）大容量600MB／日とすること。	Wi-Fi 4台

コ その他

上記ア～ケについては、予約及び支払業務を行うこと。

(4) 報告書の作成

本訪問業務の内容を取りまとめた報告書（A4判・様式任意）を作成し、令和7年3月14日（金）までに県に提出すること。また、現地で撮影した写真データもあわせて提出すること。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して予め文書で協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。